

ち え の わ チエの話 (その66)

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局ニュース(文責 鈴村)

* 水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

何があっても患者切り捨ての姿勢を変えない環境省。

水俣病患者・支援者の闘いは続きます。

前号(65号)の発行以降、3月1日と23日に、熊本や新潟の水俣病患者・支援者は、環境省に対して交渉を申し入れてきました。

しかし、環境省特殊疾病対策室(佐々木孝治室長)は、マスコミを排除した場での「意見交換」に固執して、水俣病患者に敵対する発言を繰り返しました。

< 3月1日 環境省1階 10:30~12:20 >

*** 2017/11/29判決と2014年新通知は同じ!?**

昨年11月29日の新潟水俣病認定義務付け訴訟東京高裁判決は、S52年判断条件や2014年新通知に基づく現行の認定審査を、ことごとく否定しました。

すなわち、メチル水銀暴露歴と四肢の感覚障害があれば水俣病である蓋然性が高いこと、同一家族内では暴露に差は生じないこと、公健法の認定患者とともに2009年特措法対象者の存在も暴露の指標となること、等々、特に2014年新通知とは全く相容れないものでした。

本来ならば、環境省は、この東京高裁判決を受けて、2014年新通知は撤回すべきなのです。

しかし、佐々木室長は、2014年新通知は「たとえばこういった基準を満たしていなければ認定しない、逆にこの部分をクリアすれば認定するといった、いわゆるカットオフポイントを定めたものではない」「総合的検討のありようを示したもの」であり、**<疫学的条件を考慮したうえで総合的に検討して水俣病と認定することが可能>**と判示した東京高裁判決と同じものである、と強弁しました。

そして、現行の認定審査会においても「個別申請者に対して水俣病であることの確からしさを総合的に検討している、よって、過去の認定棄却者の再調査は行わない」と断言しました。

ならば、なぜ9人は認定審査会によって棄却処分となり、昨年11月の勝訴判決を得たのか。2013年4月のFさん訴訟、溝口訴訟の両最高裁判決、そして昨年11月の新潟水俣病東京高裁判決と、認定義務付け訴訟において、ことごとく患者が逆転認定を勝ち取ってきたのはなぜか。そもそも、なぜこのような訴訟が提訴されるのか。

この一点をもってしても、佐々木室長の主張は詭弁であることが明白です。

*** 50%の蓋然性**

公健法に基づく行政認定は、水俣病である蓋然性が50%以上であるとされてきました。

しかし、何をもって50%の蓋然性がある言うのか。「50%」という数値を言っても、今までは、それは所詮、認定審査会委員個人の印象によるものでしかありませんでした。

ようやく疫学による「寄与危険度割合」を計算することによって、何%という科学的・客観的な数値が出せるようになったのです。

私たちは、この疫学調査の結果を踏まえた認定審査をするよう迫りました。

しかし、佐々木室長は、**<これら個別の事情を捨象して、一般的、直接的に個々の事案における因果関係の有無等の判断に(疫学を)適用することは相当ではないというべきである>**という判決の一文にしがみついて、これを拒みました。

あまつさえ、不知火海沿岸や阿賀野川流域のメチル水銀暴露地域に、四肢の感覚障害をもった人々が多発しているという事実の確認さえ、拒否し続けています。

*** 患者切り捨ての「手法」は60年間変わらず**

未だ未解明の水俣病像・被害実態の分布・把

握について、佐々木室長は、調査・分析をするのは公健法の認定患者のみで充分であり、1995年政治決着や2009年特措法の対象者に対する調査は必要はない、と明言しました。

佐々木室長は、公健法と2009年特措法とは法の枠組みが異なるから、と見当違いの意見を述べています。

しかし、公健法による認定審査は、その認定基準には医学的根拠が全くなく、行政や認定審査会の恣意的な判断でしかありません。

そもそも、実態調査はメチル水銀暴露による健康被害という事実の確認であり、住民がどちらの法に申請したかは、全く関係ありません。

また、何十年!!も続けている「調査手法の開発」に関連して、佐々木室長は脳磁計にたいふ傾倒していましたが、その基礎データを得る対象者は、やはり認定患者に限っています。

これでは、最初に水俣病の病像を定義して、その定義に合致した患者のみを集めて、これが水俣病の特徴だと言っているだけです。

脳磁計という最新医学（機器）を装っていますが、その内実は60年間続く患者切り捨ての古典的手法を繰り返しているだけです。

* 食衛法に基づく住民調査

佐々木室長は、盛んに「客観性のある調査」を口にします。

では、食品衛生に基づく住民調査は、客観性がないいい加減なものなのか、と問うと、口をつぐんでしまいます。

* 国会議員の前でも強弁・詭弁を繰り返す

3月1日の午後には、「水俣病被害者とともに歩む国会議員の会」主催の院内集会在参議院会館で開かれ、佐々木室長も出席しましたが、ここでも同じ発言を繰り返すのみでした。

同席した森ゆうこ議員からは「環境省は、リスクコミュニケーションができていない。これでは皆納得しない。基本的な対応から考えるべき」と批判される始末でした。

< 3月23日 環境省 1階 19:00~20:40 >

23日は、15時に新潟水俣病第三次訴訟の東京高裁判決があり、患者側が敗訴しました。

しかし、この不当判決に屈することなく、患者・支援者は交渉に臨みました。

* 公文書は最初から作らない

各県・市の認定審査会には、ほぼ毎回環境省職員が同席していたことが判明しました。しかし、そこでどんな発言をしたのか、どのような情報を得たのかは出張した職員個人のみで所有し、組織としては共有しない（報告書を作らない）という驚くべき発言がありました。

それで組織として仕事ができると、誰が信じられましょう。

また、新たな通知をだすよう新潟県や新潟市から要請されているそうですが、どのような検討をするのか議事録・会議録を残すことについても約束をしませんでした。

そもそも、52年判断条件がどんな医学知見に基づいたのか、何の記録も残っていません。

また、2014年新通知の作成過程では、26件の資料を参照したとしていますが、その資料のうち、2014年新通知の根拠となっている資料は、1991年の中公審答申しかありません。

佐々木室長は、この中公審答申以外に新たな医学的知見はなかったと主張しています。

しかし、26件の資料の中には、1991年中公審が根拠とした52年判断条件や1985年医学専門家会議の結論には、医学的根拠は全くなく見直すべきであるという意見書（日本精神神経学会見解）もありました。

いったい、どのような議論・検討をして資料の取舍選択をしたのか、これについても全く記録を残していません。

佐々木室長は、行政の意思決定に関するものだから明らかにできない、と発言していますが、逆にそれこそ明らかにしなければ、行政の決定が妥当なものであったか否を、国民は判断できません。

今、公文書の管理に関して様々な隠蔽・改ざんが明らかになり、国会が紛糾しています。

ところが環境省は、最初から公文書そのものを作らないという、公文書管理の趣旨・精神に反する、民主主義の根幹の否定に向かって暴走しています。

不当判決が続いた3月

2018年3月は、水俣病の被害の実態・甚大さを顧みない不当判決が続きました。

新潟水俣病の東京高裁判決は、水俣病の病像や判断基準を2014年3月の熊本地裁判決（水俣病被害者互助会国賠訴訟）にまで後退させた判断であり、大阪高裁の判決は、ひたすらチッソの事情に寄り添った判決でした。

いずれも、最高裁に上告をして闘いを続けます。私たちも、これに連帯して闘います。

<3/23 新潟水俣病第三次訴訟

東京高裁判決の概要>

- ・メチル水銀暴露暴露の立証は、申請者が阿賀野川流域（水銀汚染地）に居住していたというだけでは不十分であり、メチル水銀に汚染されていた魚介類を多食していたという証拠が必要である。
- ・阿賀野川の魚介類が水俣病を発生させる程度に汚染されていた時期は、鹿瀬工場でアセトアルデヒドの生産量が急激に増えた昭和43年（1968年）頃から、同工場の排水口付近の浚渫工事が施工された昭和51年（1976年）末までの期間である。
- ・WHOクライテリア101に提唱するメチル水銀の毒性閾値は、参考にとどまり、これより低い摂取量においても水俣病を否定することはできない。
- ・同居家族内に認定患者がいたとしても、女性や小児は、魚介類を食べる量が少ない。
- ・水俣病の感覚障害は器質的なものであり、感覚障害の所見の変動が脳皮質障害の特徴であるという医学的な証拠はない。
一方で、所見の変動は感覚障害検査の不確かさによるものであり、所見が変動することをもって水俣病罹患が否定されることはない。
- ・水俣病は、中枢神経が障害されるため、四肢末端優位の感覚障害とともに、表在感覚、深部覚が左右対称に低下する。
- ・水俣病の遅発性が認められるのは、暴露停止からせいぜい6～7年にとどまる。
- ・感覚障害のみをもって、メチル水銀暴露との因果関係は推認できない。
- ・水俣病にみられる症状は、いずれも「ありふ

れた神経症状」であり、他疾患との鑑別が必要であり、当該症状が他疾患によるものである合理的な疑いがある場合には、因果関係は認められない。

<3/28 大阪チッソ補償協定地位確認訴訟

大阪高裁判決の概要>

- ・補償協定のうち、法的義務があるのは、チッソが補償すべき損害範囲と金額を定めた部分<協定内容>であり、前文や本文に書かれている、潜在患者の救済、公害防止等はチッソが社会的責任を表明したにすぎない。
すなわち、東京交渉団とチッソが、不法行為に基づく賠償責任の内容と方法について合意したものとすべきであり、チッソが、不法行為に基づく賠償責任以外の責務を新たに負担することを合意したのではない。
- ・補償締結の経緯も、「新認定」患者や患者グループが複数に分かれていた状況に対して、どの範囲の人々にどの程度の補償を行うのかを争っていたのであり、後に損害賠償訴訟等が起きることを、予測したものではない。逆に、損害賠償等の訴訟は起きないことを合意している。
- ・補償協定後、52年判断条件が出され、原告ら認定されるまでに長期間を要したとしても、それは結果論であり、チッソに責任があるものではない。
- ・行政認定され補償協定が結べるまで待つのか、訴訟を起こすかは、二者択一である。
- ・協定後の被害者の事情（認定に長期間待たされ訴訟に追い込まれたこと）に応じて、補償協定の解釈を変更することは認められない。
- ・原告は、チッソ水俣病関西訴訟によって、チッソが補償すべき損害について判決を受け、チッソは賠償義務を果たしている。
- ・立会人の声明は、単なる立会人の意見に過ぎない。
- ・Y氏裁決放置事件（4頁に概要）との関連について、Y氏の場合は1995年政治決着を選択するにあたって錯誤に至らしめる事情があった（環境庁は認定の決裁をしようとしていたのにY氏の遺族は知らなかった）が、本件原告らにはそのような事情はなかった。

公害被害者不服審査会の決裁情報漏洩問題

不服審査会の決裁情報が、事前に熊本県等に漏れていた件に関して、弁護士事務局では、環境省に対して下記の抗議文を送りました。

この件に関して佐脇浩不服審査会長が「新聞報道のような事実はない」というコメントを公表しています。しかし、不服審査会は環境大臣の所轄で、事務局は環境省職員ですので、環境省幹部がその情報を得るのは容易であり、かつ関係県・市の認定審査に環境省職員が同席していたというのですから、熊本県とも日常的に情報の交流があった可能性は充分あります。

私たちは、事実をさらに追及していく所存です。

< 抗議文 >

2018年 2月23日

環境大臣 中川雅治 様

環境省事務次官 森本英香 様

溝口訴訟、食品衛生法に基づく水俣病
食中毒調査義務付け等 訴訟事務局

水俣病認定に関する公害被害補償不服審査会の決裁情報を環境省職員が事前に取得し、さらにその情報を熊本県に伝えたことに抗議する。

昨年12月の新聞報道（朝日新聞2017/12/25日付）により、水俣病認定に関する公害被害補償不服審査会（以下「不服審査会」）の決裁情報が、事前に環境省職員に漏れていたことが明らかになりました。

報道の件があった2014年3月から翌年6月頃とは、2013年4月のFさん訴訟・溝口訴訟最高裁判決、同年10月の不服審査会の下田裁決と、熊本県の認定棄却処分が覆され、52年判断条件の不当性が明らかになり、熊本県が認定業務の返上まで表明していました。

これに慌てた環境省が、2013年最高裁判決に背反する水俣病認定に関する部長通知（公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について）を2014年3月に発出して、不服審査会がこの部長通知をどのように評価するのか、注目されていた時期です。

言うまでもなく不服審査会は、国や県から高い独立性・中立性が求められる機関であり、環境省職員が不服審査会委員に対して、環境省と不服審査会の見解統一を繰り返し「説明」することは、不適切・不当で不透明な接触であり、重大な問題です。

さらにチェックされる側の熊本県に、その情報が事前に知らされるようでは、不服審査会の中立性、公正性が大きく損なわれることになりません。

決裁情報が事前に熊本県に漏れた事件は、今回が初めてではありません。

過去には、Y氏裁決放置事件（1999年に発覚）がありました。

遺族がY氏の棄却処分にたいする行政不服審査を請求していた事案で、棄却処分を取り消すとした決裁の情報を事前に知った熊本県が、決裁の発出に頑強に抵抗したため、取消裁決が数回にわたり放置され、結局、発出が見送られるという事態になりました。

最初に取消裁決を決めた1992年3月から7年後の1999年1月になって、マスコミ報道によって裁決放置が発覚し、ようやく棄却処分の取消しとなったのです。

環境省職員の一連の行為は、不服審査の存在意義を根本から崩すものであり、断じて看過できません。強く抗議します。

また、2015年1月25日に行われたと報道されている、森本事務次官（当時環境省官房長）と蒲島県知事との会談内容の詳細を明らかにすることを要求します。

以上

水俣病溝口訴訟弁護士東京事務局 郵便口座：00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」
〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴木多賀志方 [REDACTED] FAX：048-683-7098
<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/>（リンクフリー）

「チエの話」それは溝口チエさんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、
「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね